

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児
連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成二十八年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十二号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に
基づく幼児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼
児連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年広島県条
例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則に次の四条を加える。

（幼児連携型認定こども園の職員の数等に係る特例）

第六条 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第十九
条第三項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「
職員」という。）の数が一人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなけれ
ばならない職員のうち一人は、同項本文の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の
知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

第七条 第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、小学校教諭又は養護
教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として
従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代える
ことができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は補助者として従事
する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第八条 一日につき八時間を超えて開所する幼児連携型認定こども園において、開所時間
を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を
超える場合における第十九条第三項本文に規定する職員については、当分の間、開所時
間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の
数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認め
る者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する
場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第九条 前二条の規定により第十九条第三項本文に規定する職員を小学校教諭等免許状所

持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合
においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経
験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三
分の一を超えてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。